

# 山口県報

平成23年  
12月16日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) ..... 一

保安林の指定(森林整備課) ..... 六

道路の区域の変更(道路整備課) ..... 七

道路の供用の開始(道路整備課) ..... 七

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課) ..... 八

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(六件)(商政課) ..... 八

公安委告示

技能検定員審査の実施 ..... 一〇

教習指導員審査の実施 ..... 一三

### 山口県告示第四百七十九号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本化学工業株式会社  
住 所 東京都江東区亀戸九丁目二番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本化学工業株式会社徳山工場  
所 在 地 周南市晴海町一番二号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力	予 定 日	予 定 日	
二七一又	(m <sup>3</sup> /分) 一〇〇	平成二四、六年一月一日	平成二四、四年一月一日	間 断 使用時間隔 一日当たり八時間
六六	(kg/日) 一・五	"	"	"

備考 「二七一又」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十六号の電気めつき施設をいう。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排出水の汚染状態の値												
		通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	通 常	窒 素	通 常	磷 <sup>りん</sup> (mg/l)	通 常	六 価 クロ ム (mg/l)	通 常
七	八・六	五・八	五・八	五	一八	二	一〇	一	三	〇・一	〇・四五	〇・〇五	七九〇	一、五〇〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

還 元 処 理 施 設	種 類	汚水等の汚染状態の値													
		処 理 後	処 理 前	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	通 常	窒 素	通 常	磷 <sup>りん</sup> (mg/l)	通 常	六 価 クロ ム (mg/l)
"	"	七	八・六	五・八	四	一五	一〇	〇・五	二	〇・〇四	〇・三	〇・〇五	"	"	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

還 元 処 理 施 設	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /時)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	一 二 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	変 動 あ り	(既 設)	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
										製 ・ 鋼 鉄 製	製 ・ ボ リ エ チ レ ン	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト
六〇	六〇	六〇	六〇	過還元・中和・ろ	断続	一 二 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	変 動 あ り	(既 設)	年 月 日	年 月 日	年 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素	磷 <sup>りん</sup> (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
"	"	"	"	"	"	"	"

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百八十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 日産化学工業株式会社  
 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 日産化学工業株式会社小野田工場  
 所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法			
	能 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
四六一イ	九・五	平成二四、二、二八	平成二四、九、二五	平成二四、一〇、一	断 続	二四時間	変動あり
"	九・四	平成二四、一、一五	平成二四、一、一五	平成二四、一、一五	"	"	"
"	八	平成二四、二、二八	平成二四、九、二五	平成二四、一〇、一	"	"	"
"	四・五	"	"	"	"	"	"
"	二・三	平成二四、一、一五	平成二四、一、一五	平成二四、一、一五	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	一・九	"	"	"	"	"	"

備考 「四六一イ」、「四六一ロ」及び「四六一ニ」並びに「四七一ロ」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。	四七一ホ	〇・一	"	"	"	連 続	二四時間	変動なし
	四七一ロ	〇・七	"	"	"	"	六時間	"
	"	〇・一	"	"	"	断 続	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	〇・三	"	"	"	"	二四時間	"
	"	〇・七	"	"	"	"	二二時間	"
	"	"	"	"	"	"	"	"
	四六一ニ	二・四	"	"	"	"	"	"
	四六一ニ (二基)	〇・八	"	"	"	連 続	"	"
	四六一ロ	一・八	"	"	"	"	"	"
	"	〇・四	平成二四、一、一五	平成二四、一、一五	平成二四、一、一五	"	"	"
	"	一	平成二四、二、二八	平成二四、九、二五	平成二四、一〇、一	"	"	"
	"	一・七	"	"	"	"	"	"



種 類	項 目	汚 水		等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大	通 常	最 大	
活性汚泥処理施設	処理前	〃	八〇	一〇〇	一〇〇	一、二九五・七
排水処理施設	処理後	〃	〃	検出せず	〃	〃
廃水焼却施設	処理前	九・一	〃	検出せず	〃	一、六五七・八
	処理後	八・一	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの概 季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
中和沈殿処理施設	〃	五〇、〇〇〇	中和・沈殿	〃	〃	〃	〃	〃
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、五〇〇	活性汚泥	〃	〃	(既	〃	〃
排水処理施設	ステンレス製	七二	ば っ 気	〃	〃	〃	〃	〃
廃水焼却施設	鋼 鉄 製	一五・三	焼 却	連 続	二 四 時 間	〃	〃	〃

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備 考	四七―ホ	四七―ロ	〃	〃
(一)の表の備考は、この表について準用する。	〃	七	一	一
汚水等の処理施設に関する事項	二〇〇	一五〇〇〇	五〇〇〇	二〇〇
	一〇〇	一五〇〇〇	六〇〇〇	二五〇
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〇・一	検出せず	八六〇〇〇	二五
	〇・一	検出せず	九〇〇〇〇	三〇
	〃	検出せず	〃	〇・一
	〃	検出せず	〃	〇・二
	〇・一	〇・七	〇・一	〃
	〇・六	〇・七	〇・一	〇・三

中和沈殿処理施設	処理後	
	処理後	処理前
	"	"
	"	"
	一六	二二
	二二	二六
	二〇	三〇
	三〇	五〇
	"	"
	"	一三
	"	一八
	"	二・七
	"	三・七
	"	二二、〇九二
	"	二二、七九二・一

No. 1 排水口	排水口		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大	
七	八	六	二二、〇九二
	一六	二二	二二、七九二・一
	二〇	三〇	
	二	二	
	一三	一八	
	二・七	三・七	
	通常	最大	
	通常	最大	

山口県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

山口市阿東生雲西分字広瀬一八、字湯屋一九、二〇、字開作二六五の一、字新田二六七の一、阿東篠目字仁良治一一の一の三、字原一五二六の七、一五二六の八、一五二八の五、字韭手一五三〇の九、阿東嘉年下字川登二二八九の一、字河内神一九九九の

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

美祢市東厚保町山中字長葉山三三、大嶺町西分字山口九二二の二、九五五、九五七の二、九五七の四から九五七の六まで、九五八、九六〇から九六二まで、九六四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
美祢市大嶺町西分字山口九二二の二・九五五・九五七の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。( )

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字大渡一から三まで、一六の一、字南一ツ石一八、二二の一、字一ツ石三二、四〇、四六、一五三三、一五三三の二、一五三三、一五三四、一五三五の一、一五三六、一五三七、一五三八の一、一五三八の二、一五三九、一五四〇の一、一五四〇の二、字上ノ浴五三の二、字上芹田二二四、二二六、字上迫田二二七、二二八の二、二二九から三三まで、一三三三、一三五五から一三七七まで、二七六六、二九六二、字迫田一四二、一四四から一四七まで、一四九、一五一、一五二の一、一五三、一五五の一、一五七から二五九まで、一六〇の一、一六〇の二、一六二、一六四、一六六、一五五三、一五五三の四、一五五五の一、一五五五の三、一五五五の四、一五五六、一五五六の九から一五五六の一まで、一五五六の一六、一五五六の一七、一五五七の四から一五五七の六まで、一五五八、一五五九、一五六〇の一から一五六〇の三まで、一五六一、一五六三、一五六四、一六〇一の一六から一六〇一の二〇まで、一六〇一の二二、一六〇一の二三、一六〇一の四四、二九六三、二九六三の六、字芹田一七三、一五〇四の二、一五〇四の四、一五〇四の五、一五〇四の七、一五〇四の一〇から一五〇四の二二まで、一五四二の一、一五五一、一五六八、字向畠六九八、七〇二、七〇三、七〇七、七一九の一、二八〇五、字折口七二〇、七三二の一、一五八九、一五九一の二、一五九二の一、字池ノ山七三八の一、七三八の二、七四二、七四三、七四六、七四七、二八〇八、字大原九四八、九四九、一六一六、一六一七、一六二〇、字栗ヶ坪一五七〇、一五七一、一五七二の一、一五七二の三、字向山一五七四の一、一五七四の五、一五七五の一、一五七六から一五七九まで、一五八二、字観音一五九四の一から一五九四の五まで、一五九六の一、一五九六の三、字原一六〇七、一六一四、字大平一六一九、字権現ヶ浴一六二二、一六二三の一、一六二四、字中原二八二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道

路線名 四三四号

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市大字須万字小黒瀬三四一九の 一地先から 岩国市錦町広瀬字中の浴三三六五地 先まで	最狭 一〇・三 八八・九 及 八〇・三 八八・九	最狭 四・三 一〇・三 及 二・三 八八・九 及 五・六 四・九	五、八六・八 及 五、六四・九	五、四九一・九	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第四百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成



路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四三四号	周南市大字須万字小黒瀬三〇一四九の一地先から 岩国市錦町広瀬字中の谷三三六五地先まで	平成二十三年十一月十九日



(三八〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十四年一月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人コミュニティー山口

代表者の氏名 片山 望正

主たる事務所の所在地 周南市城ヶ丘五丁目九番二六号

(三八一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ小郡店

所在地 山口市小郡下郷七六三の二

二 届出者の氏名及び住所

氏名 田中 康人

住所 山口市小郡下郷九八六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後七時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月五日

(三八二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ防府店

所在地 防府市警固町一丁目一番五五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一 代表者の氏名 岩本 隆雄

住所 岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要



変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後七時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月五日

(三八三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 通津ショッピングセンター

所在地 岩国市通津三七三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の一

安堂 光明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後六時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月二日

平成二十三年十二月五日

(三八四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市玖珂総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 玖珂ショッピングセンター

所在地 岩国市玖珂町五一四九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後六時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月五日

(三八五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六日

日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市商工観光部商工政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社いちや家具店

所在地 周南市大字夜市二九三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七 林 敏寛

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後六時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月五日

(三八六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ田布施店

所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一 岩本 隆雄  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後六時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十三年十二月二日

五 変更年月日

平成二十三年十二月五日



山口県公安委員会告示第六十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月十六日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年一月十六日(月曜日)及び同月十七日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

五 提出書類  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千二百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に

に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年一月十七日（火曜日）及び同月十八日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日（月曜日）から同月二十六日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考  
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年一月十九日(木曜日)及び同月二十日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分

から午後五時十五分まで  
四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課  
五 提出書類  
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)  
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げ

る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年一月二十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減した額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入

証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考  
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第六十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月十六日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年一月二十三日(月曜日)及び同月二十四日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター



審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。))に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年一月二十四日(火曜日)及び同月二十五日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。))の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。))に係る運転免許証を提示す

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年一月二十六日(木曜日)及び同月二十七日(金曜日)の午前

九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円



六 教習指導員として必要な教育についての知識

千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型三種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査

（普通二種）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年一月二十七日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十二月十九日（月曜日）から同月二十六日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

ることを。

七 審査手数料

一万三千三百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減した額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千元
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。